

## 公立大学法人青森公立大学特任教授嘱託規程

平成26年4月1日

規程第 9号

改正 平成29年12月規程第16号

改正 令和6年12月規程第17号

### (趣旨)

第1条 この規程は、青森公立大学（以下「本学」という。）における大学院研究科の教育研究等の活性化を図り、あわせて学部の教育研究等の充実を図ることで本学の教育の質を高めるため、公立大学法人青森公立大学職員就業規則（平成21年規程第36号。以下「職員就業規則」という。）第2条第1項第2号に掲げる職員で常勤ではないもののうち、青森公立大学特任教授（以下「特任教授」という。）の嘱託に關し、必要な事項を定めるものとする。

### (職務)

第2条 特任教授は、大学院博士後期課程における教育研究等の業務に従事する。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認める場合には、学部における教育業務及び教育に関連する業務に従事する。
- 3 その他、学長が必要と認める業務に従事する。

### (特任教授の資格)

第3条 特任教授となることのできる者は、定年等により本学を退職した教員職員で、かつ大学院博士後期課程における論文指導の主査となりうる研究指導教員（以下、「研究指導教員」という。）とする。

- 2 前項に定める者のほか、他大学を定年等により退職した者のうち、前項に定める研究指導教員となりうる者として、既に文部科学省大学設置・学校法人審議会による認定を受けている者とする。

### (採用)

第4条 特任教授の採用は学長が発議し、部局長会議で審査を行い、理事長が任命する。

### (委嘱期間)

第5条 特任教授の委嘱期間は1年とし、再任を妨げない。ただし、再任する場合の委嘱期間は最大で5年までとする。

- 2 前項の委嘱期間中に特任教授の年齢が70歳に達した場合は再任しない。

### (労働条件の明示)

第6条 特任教授の委嘱にあたっては、委嘱期間、従事させる勤務内容、報酬の額、勤務時間等雇用条件を明示するものとする。

(勤務時間)

第7条 特任教授の勤務時間は、担当する授業科目の開講時間及び教育支援（論文指導及びオフィスアワー等をいう。）に係る時間とする。

(報酬等)

第8条 特任教授には報酬及び通勤手当を支給し、報酬月額は、その者の勤務時間及び常勤教員との均衡を考慮して理事長が定める。

2 特任教授の通勤手当は、公立大学法人青森公立大学職員給与規程（平成21年規程第67号）の適用を受ける職員の例に準じて支給する。

3 前2項の報酬及び通勤手当の支給方法及び支給日は、職員就業規則の適用を受ける職員の例に準じて支給する。

(費用弁償等)

第9条 特任教授がその職務を行うために旅行するときは、これに要する費用の弁償として教育準備研究費から旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、公立大学法人青森公立大学旅費規程（平成21年規程第84号）の規定による事務職員6級相当額とする。

(年次有給休暇)

第10条 特任教授の年次有給休暇については、公立大学法人青森公立大学職員就業規則（平成21年規程第36号）の適用を受ける職員の例による。

2 定年等により退職した本学の教員職員が特任教授として採用された場合は、前項の規定に基づく付与のほか、本学退職時における年次有給休暇の残日数及び使用日数を考慮し付与することができる。

(服務規律)

第11条 特任教授の服務規律は、職員就業規則第3章の規定を準用する。

(教授会への出席)

第12条 特任教授は、青森公立大学研究科教授会規程（以下「教授会規程」という。）

第2条第1項の規定により、教授会構成員とはならない。ただし、大学院博士後期課程における研究科学生の論文指導における主査となった場合、当該研究科学生の論文審査に関わる案件の審議に限り、教授会規程第9条の規定により研究科教授会へ出席できる。

2 前項のただし書きに掲げる場合においては投票権を付与する。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、特任教授の就業については、職員就業規則第7条、第11条、第18条から第32条まで、第44条から第51条まで、第5章、第54条から第58条まで、第59条第1項第3号、第59条第1項第5号、第64条、第66条、第87条、及び第11章の規定を除き、同規則の規定の例による。ただし、法人の教員職員を定年等により退職した者が特任教授として採用さ

れた場合は、職員就業規則第8条から第10条は準用しない。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成25年度以降に本学を定年等により退職した教員職員に対し適用する。

#### 附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年12月25日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年12月25日から施行する。